

いわき市権利擁護・成年後見センターで学んだこと

令和4年1月26日

芳賀沼香澄

実習先について

『いわき市権利擁護・成年後見センター』

1.設置目的

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない市民や、虐待等権利侵害を受けている市民の権利擁護を推進することにより、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に資するため、権利擁護に関する専門的な支援機関として平成26年度に設置する。

2.支援対象

- (1)権利擁護成年後見制度利用に関する支援を要する市民
- (2)権利擁護成年後見制度利用に関する支援困難事例を抱える事業所等

3.センターの役割

- (1)虐待の予防、成年後見制度の利用に関する普及・啓発
- (2)虐待や成年後見制度利用に関する総合相談
- (3)困難事例等に関する専門的支援・助言
- (4)関係機関によるネットワーク構築
- (5)研修などによる人材育成

4.センターの運営方法

・いわき市保健福祉部保健福祉課内に設置(直営方式)

・職員体制

センター長1名(保健福祉課長兼任)、係長1名(専任)、会計年度任用職員3名(専任:社会福祉士等、地域福祉ネットワークいわきからの派遣)

・直営の理由

センターの公益性や信頼性の確保、運営の安定性等の観点から、直営方式とした

中核機関の機能・役割について

(①～⑦についてどのように行っているか、効果的に行うために工夫していること、留意していること等)

①広報・啓発活動

- ・成年後見制度や人権、虐待に関する啓蒙啓発として、市民向け講座、当事者向け講座、支援者向け講座、パンフレットの作成等を行っている。
- ・様々な層に届くよう、市のホームページやフェイスブック、広報誌等あらゆる媒体を使っている。
- ・イベントの広報については、人の目に入るようインパクトのあるポスターを業者に作ってもらったり、市の機関だけでなく医療機関や福祉事業所、金融機関、大小の商業施設に貼ってもらうよう依頼する等様々な人に見てもらえるよう工夫している。
- ・講座についてはオンラインも併用し、介護や子育て等をしていても参加しやすいよう配慮している。

②相談受付・アセスメント・支援の検討

- ・虐待や成年後見生徒利用等に関しては、一次相談として、本人、家族、地域の支援者から市の各支所にある地区保健福祉センターや地域包括支援センター、障がい者相談支援センターへ寄せられることが多い。地域で情報を集め、各センターから二次相談として権利擁護・成年後見センターへ寄せられる。
- ・地域の各センターを中心に実態調査を行い、権利擁護・成年後見センターが助言・支援する形でケース会議を開催。情報共有、方針の決定、対応をしている。

③成年後見の利用促進

- ・広報・啓発活動のなかで、実際の連携が形づくられ、地区保健福祉センターを中心に利用の相談につながっている。
- ・「成年後見制度利用支援個別検討会」では市長申立の適否、類型・後見人候補者の検討、支援の度合等を権利擁護・成年後見センター、地区保健福祉センターが中心となり協議、決定している。
- ・市民後見人の養成を行い、市民後見人を活用している。市民後見人が受任するケースとしては、市長申立のみ、日虐待ケースや親族間のトラブルのない安定した事案、多額の負債や相続問題等の紛争性のないものとし、「権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会」の下部組織である「受任調整・個別検討部会」を通じ市民後見人の受任可否の判断、市民後見人の選定等を行っている。市民後見人単独の受任はしておらず。専門職後見人との複数受任を基本としている。養成講座修了者が法人後見をしている法人に支援員として雇用される場合もある。
- ・市民や支援者向けに「権利擁護無料法律相談」を行っている。市で行っている無料の法律相談とは別枠で、権利擁護に特化し、月3回弁護士、司法書士による相談会を行っている。
- ・研修を定期的、体系的に行っており、福祉事業所向け研修や相談会を行っている。
- ・市職員へ理解を促すため、階層別研修の一環として全職員へ権利擁護や制度、仕組み等について研修を担っている。

④後見人支援機能

- ・後見人支援機能としては、後見人から権利擁護・成年後見センターに直接問い合わせがあれば対応しているが、あまり実績はない。特に親族後見人の把握ができず、今後の課題となっている。
- ・市長申立の際に専門職や市民後見人の選定を行うため、市長申立て選任された際には、選任時や隨時の情報共有会議を行い、後見人の支援(被後見人の支援の延長線上での)を行っている。
- ・市民後見人の支援としては、被後見人との面会の方法として、権利擁護・成年後見センターから施設用・後見人用のタブレットを貸出している。

⑤地域の権利擁護支援・成年後見利用促進機能強化に向けて進捗管理・コーディネートを行う「司令塔機能」

- ・直営であるため、市の最上位計画である総合計画へ位置づけることにより、成年後見だけでなく権利擁護について具体的に取り組むプランとなっている。権利擁護に関する企画立案機能と、専門的な支援を行う個別支援機能を一体的に運営することで、権利擁護に関する事業全般の推進が図りやすい。
計画、実施状況を常に確認し、事業を行っている。
- ・行政内部に配置されているため、権利擁護支援に関する上位相談機関としての機能を持っており、困難ケースに対する助言の他、適切な行政権限の行使等について助言や指導を行っている。

⑥地域の「協議会」を運営する「事務局機能」

- ・平成26年権利擁護・成年後見センターの設置に併せて、従来あった権利擁護に関するネットワーク(成

年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会、障がい者虐待防止ネットワーク協議会)を、「権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会」と再編した。学識経験者や弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、法人後見実践団体、民生児童委員協議会、人権擁護委員協議会等の他、警察署や法務局等がメンバーとなり、年数回事業計画や実施状況等について報告、協議をしている。

- ・「権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会」の下部組織として「受任調整・個別検討部会」があり、市民後見人の受任可否の判断、市民後見人の選定の他、困難事例の検討も行っている。
- ・「地域共生社会の実現に関する連携協定の締結」として、成年後見制度の普及・啓発、制度に関する相談等の支援、成年後見人の活動を支援すること、市民後見人の育成に関すること等について、市内に30か所近くある特別養護老人ホームと協定を結んだ。今後障がい者支援事業所や認知症グループホーム等とも協定を結ぶ予定。地域コミュニティにより近い相談ポイントになり、マンパワーにもなってくれる。共助として各事業所にとっても地域貢献にもつながり、専門性をより地域コミュニティへ開放することにつながることを期待している。

⑦「3つの判断・専門的判断」をする「進行管理機能」

- ・虐待の評価のための会議を毎月行い、進捗管理を行っている。虐待のために成年後見制度活用の必要性があるケースもあり、重複しながら対応している。
- ・市長申立を年間40件程度行っており、役割分担や進捗管理等について仕組みが整っている。
- ・「成年後見制度利用支援個別検討会」で市長申立の適否、類型・後見人候補者の検討、支援の度合い等を権利擁護・成年後見センター、地区保健福祉センターが中心となり協議、決定している。

感想

- ・いわき市権利擁護・成年後見センターの職員4名より、センターの概要や事業内容について、また、具体的なケースを通して虐待対応や市長申立、市民後見人の活動等について学ぶことができた。
- ・直営方式で運営することで、市の計画に基づいて迅速に事業を行える点、権利擁護を具現化する仕組が整備されている点、ネットワークづくりや広報において地域の偏りなく一体的に行われている点等が大きな強みであるという印象を受けた。
- ・中核機関の7つの機能・役割についても、詳細に教えていただき、様々な事業や研修、ネットワークづくり等を通して、体制が整えられ、役割が發揮されていることがわかった。
- ・課題として、現在のマンパワーでは様々な事業、市長申立の件数の多さ、後見人の活用・後見人支援等について対応しきれない、と職員から話があった。立ち上げから直営の良さを發揮し、権利擁護・成年後見の理解の促進、仕組みづくり等が整備されたものの、少子高齢化等の社会構造の変化だけでなく、震災や新型感染症の影響で分断が進むなかで、人の生活が変化を余儀なくされている現状へ対応する必要性、更なる課題があるということがわかった。
- ・「権利擁護」センターとして、成年後見だけではなく、虐待対応や権利擁護に関する会議や研修会も多く実施していることがわかり、改めて「権利擁護」を実現するための成年後見であり、他の活動であることを学ぶことができた。
- ・後見人支援機能の部分は、センターの状況を伺い、あいづ安心ネットが以前から取り組んできた活動が稀有な取り組みであることがわかり、自組織の良さを改めて感じることができた。